確定申告の準備はお早めに

平成28年分

申告期間は
2月16日木から3月15日水まで

問い合わせ　▶所得税等申告＝島田税務署　☎0547㊲3121　▶市・県民税申告＝市役所税務課　田中　☎㉓0035
＊所得税などに関する一般的な相談は、電話相談センターを利用してください。（自動音声案内「1」を選択）

市役所の相談会場では、市・県民税の申告、所得税および復興特別所得税のＡ申告（給与所得など）を中心に申告相談を行います。月曜日および期間の終盤は大変混み合いますので、できる限り下表の指定された期日に相談してください。榛原文化センターの会場では、ｅ－Ｔａｘによる自主申告ができます。なお、会場には待合スペースがないため、開場前は施設内に入れません。
島田税務署の確定申告会場が島田市地域交流センター歩歩路（ぽぽろ）に変更となります。（5ページ左下図）

申告受付時間　午前８時30分～午後４時
（混雑の状況により、受付人数が多い場合には、時間前に終了する場合があります）
申告相談時間　午前９時～正午、午後１時～当日受付分終了

期日＼会場	市史料館ホール	外部相談日	榛原文化センター３階会議室	外部相談日
2月16日㈫	指定地区なし	税理士	指定地区なし	
17日㈮	指定地区なし	税理士	指定地区なし	
20日㈪	東萩間、牧之原		勝間下、勝間上、切山下、切山中	税理士
21日㈫	白井、男神、女神、大寄、西萩間		勝田上、勝田下、三栗、朝生	税理士
22日㈬	白井、男神、女神、大寄、西萩間		坂部第１、坂部第２、坂部第３	税理士
23日㈭	松本、西山寺、中西、黒子、蛭ケ谷、和田		坂部第４、坂部第５、坂部第６	
24日㈮	地頭方		根松、堀の内、時ケ谷	
27日㈪	片浜		道上、後原、谷の口	
28日㈫	須々木、鬼女新田		牧之原北、牧之原南、布引原、牧之原中央	
3月1日㈬	大江、菅ヶ谷		日機装、仁田、道場、追廻、中	
2日㈭	大江、菅ヶ谷		橋柄、新戸、庄内、鹿島	
3日㈮	大沢		東慶林、県営住宅、西福田、東福田	
6日㈪	落居、笠名、堀野新田		青池、寄子、橋向、藤沢	
7日㈫	相良、福岡		青池、寄子、橋向、藤沢	
8日㈬	波津、汐見台		１丁目、３丁目、10丁目	
9日㈭	波津、汐見台		６丁目、仲町	
10日㈮	新庄、遠渡		東５丁目、西５丁目、11丁目、12丁目	
13日㈪	新庄、遠渡		２丁目、４丁目	
14日㈫	指定地区なし		指定地区なし	
15日㈬	指定地区なし		指定地区なし	

税理士＝税理士による無料相談

確定申告を相談する場合は下記に注意してください。

○島田税務署「歩歩路（ぽぽろ）」で申告対象の人　土地や株式の譲渡などがある人、１年目の住宅ローン控除がある人、消費税の申告をする人、平成27年以前の申告をする人、青色申告の人
○収支内訳書　事業所得の収支内訳書が完成していない場合は、申告相談ができません。（必ず作成してから来場）
○社会保険料控除　公的年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は年金受給者本人のみが対象です。
○税理士による無料相談（午前９時30分～正午、午後１時～午後４時）　無料相談の対象者は次のとおりです。
①前年分の所得金額が、300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）
＊青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額。
②①の人で消費税の課税事業者である場合には、本年度分の基準金額の課税売上高が3,000万円以下の人
③給与所得者および年金受給者（ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人は除く）
昨年も確定申告をしている場合は、その確定申告書や収支内訳書の控えなども持参してください。また、マイナンバーの記載が必要となりますので、申告する人のマイナンバーカードもしくは通知カードと運転免許証などの身分証明書の写しを持参してください。

確定申告書は国税局から2月上旬ごろ郵送予定

「確定申告書が届かない」「初めて申告する」という人は、島田税務署へ問い合わせください。
国税庁ホームページから申告した人や、昨年実施した年金受給者への事前説明会でパソコンにより申告した人には、申告書は送付されません。

申告書にマイナンバーの記載が必要

マイナンバー制度の導入に伴い、申告書にマイナンバーの記載が必要となります。
マイナンバーが記載された申告書を受理する際は、本人確認を行いますので、申告する人のマイナンバーカードもしくは、通知カードと運転免許証などの身分証明書の写しが必要です。

税務署から相談窓口のお知らせ
▶パソコンやスマホなら「タックスアンサー」と検索
▶電話による相談は、島田税務署☎0547㊲3121へお掛けください（自動音声案内により「1」を選択すると電話相談センターにつながります）

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、画面案内に従い金額などを入力することで、税額などが自動計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。
HP https://www.keisan.nta.go.jp/

①から④のいずれかに該当する人は申告が必要

所得税の計算をした結果、確定申告の必要がない人でも、平成29年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人は、市・県民税の申告が必要です。
前年に市・県民税の申告をした人には、市税務課から申告書を郵送します。
①営業や農業、不動産、配当、雑収入などの所得がある（給与所得以外の所得がある）
②給与所得者で勤務先から申告するよう案内されている
③公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の人のうち、医療費や生命保険などの控除を受ける人
④国民健康保険に加入している世帯で所得がない世帯主

住宅借入金等特別控除の説明会を開催

平成28年中に住宅を新築または購入、増改築などをして一定の要件に該当した場合は、住宅借入金等特別控除を受けることができます。
説明会では、税務署職員が個別に必要書類の確認から申告書の作成まで指導し、その場で提出もできます。
ただし、左記の必要書類が不備の人や左記以外の書類が必要となる人は、再度、来所していただく場合があります。
なお、いずれの指定日でも参加できますが混雑を分散させるため協力をお願いします。

住宅借入金等特別控除の説明会日程

指定日	対象	時間
2月10日㈮	牧之原市	9:30～11:30 13:30～15:30
2月13日㈪	吉田町	
2月14日㈫	島田市川根本町	

いずれも会場は「歩歩路（ぽぽろ）」

島田税務署の確定申告会場「変更」のお知らせ

島田市地域交流センター歩歩路（ぽぽろ）
住所：島田市本通三丁目６番の１
＊駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。
＊島田市地域交流センター歩歩路への問い合わせは遠慮してください。

申告手続などには**マイナンバーの記載＋本人確認（番号および身元の確認）書類の掲示または写しの添付**が必要です

所得税の確定申告
e-Taxならこんなにいいこと
（自宅のパソコンからでもＯＫ）
1 添付書類の提出省略
2 還付金がスピーディー
3 24時間受付
（１月13日㈮～３月15日㈬）
HP http://www.e-tax.nta.go.jp

住宅借入金等特別控除
説明会の持ち物
▶電卓　▶申告者本人名義の口座番号が分かる物　▶黒ボールペン　▶印鑑（朱肉を使う物）▶住所に変更がない人は、入居年月日が分かる書類（電気料や水道料などの領収書）　▶平成29年１月以降発行の家屋の登記事項証明書　▶金融機関などからの住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書　▶源泉徴収票（給与または公的年金などの収入がある人）　▶敷地の登記事項証明書（住宅ローンに敷地分も含まれている人）　▶建築工事の請負契約書または売買契約書の写し　▶敷地の売買契約書の写し（住宅ローンに敷地分も含まれている人）　▶建築確認済証や検査済証の写しまたは建築士からの増改築等工事証明書のいずれか（増改築）　▶長期優良住宅建築計画の認定通知書の写し（認定長期優良住宅の控除を受ける人）　▶住宅用家屋証明書もしくはその写し、または認定長期優良住宅建築証明書（認定長期優良住宅の控除を受ける人）　▶住宅の新築・購入、増改築などの際に受領した補助金額などが分かる書類（補助金などがある人）　▶住宅取得等資金の贈与を受けた場合は贈与を受けた人の戸籍謄本